

## 赤羽一丁目市街地再開発事業の進捗等について

### 1. 要 旨

赤羽駅東口（赤羽一丁目：下図参照）では、都市再開発法に基づく市街地再開発事業の事業化の動きが進んでいる。

この度、都市計画決定を行い先行する第一地区及び、事業化に向けて合意形成を進めていた第二地区について具体的な動きがあったため、これらの動きを踏まえたうえでの今後の予定等と合わせ報告する。



### 2. 経 過

令和2年8月	第一地区	市街地再開発事業等の都市計画決定
令和4年3月	第一地区	準備組合による地域向け計画説明会開催
同年3月	第三地区	準備組合設立届の提出

### 3. 各地区の動き

#### (1) 第一地区

##### ①本組合設立認可申請の提出予定

○第一地区では、令和2年8月の都市計画決定以降、事業コンサルタントを変更し、事業認可に向けた検討と権利者合意形成を進めるとともに、事業協力者を追加し事業推進体制の強化を図ってきた。

○昨年12月、同地区準備組合理事会で今後の事業スケジュール案が了承され、本年7月頃を目途に都市再開発法第11条に基づく本組合設立認可申請を目指すことが確認された。

○区と同地区準備組合は、今後の事業認可申請に向けて、まちづくりへの貢献として整備が提案されている公的駐輪場等、公共施設に係わる取扱い等について協議を進めている。

②今後の予定

○現時点での施設建築物の建設等スケジュールは、令和7年10月の除却整地工事着工、令和11年6月の新築工事完了が予定されている。

(2) 第二地区

①準備組合結成届の提出

○3地区で唯一、区に準備組合設立届が未提出であった第二地区は、権利者の合意形成が進んだことから、本年1月10日に区長へ都知事に進達する「準備組合設立届」を提出した。

②赤羽小学校敷地との一体土地利用に関する検討要望

○あわせて、同地区準備組合は、より良い教育環境の確保と魅力あるまちづくりのため、同地区と区立赤羽小学校敷地を一体的にとらえて土地利用を図る検討を求める旨の要望書を区に提出した。

4. 今後の予定

(1) 各地区の事業化支援

赤羽駅東口のまちづくりを進展させるため、引き続き各地区の市街地再開発事業の事業化を見据え、積極的に支援していく。

また、一層魅力的なまちづくりを図るため、各地区間の連携を促し、より広域的な視点から事業化支援についても関わっていく。

(2) (仮称) 赤羽駅東口周辺地区まちづくり基本計画の策定着手

第二地区、第三地区の準備組合の結成を受け、数年内の都市計画決定(地区計画の策定)を見据えて、区立赤羽小学校をはじめとした市街地再開発事業が計画されている地区周辺のまちづくりの目標や土地利用方針等を明らかにしていくため、「(仮称) 赤羽駅東口周辺地区まちづくり基本計画」の策定に着手する。

この際、地区周辺のまちづくりに資する方策の一つとして、駅東口周辺の赤羽小学校、赤羽会館、赤羽公園といった大規模公共公益施設の効果的・効率的な更新等についても検討の対象としていく。

策定期間は、各地区準備組合の事業化に係わる検討状況や、赤羽駅東口まちづくり全体協議会の活動等と整合を図りながら、令和6年度中を予定している。